

○南砺市初期消火資機材整備等補助金交付要綱

平成24年3月13日

告示第59号

(趣旨)

第1条 この要綱は、南砺市補助金等交付規則（平成16年南砺市規則第36号。以下「規則」という。）第20条の規定に基づき、初期消火資機材整備等補助金（以下「補助金」という。）の交付に関し、必要な事項を定めるものとする。

(補助金の交付)

第2条 市長は、火災による被害を最小限に抑えるため、自治会、自治振興会、自主防災組織等（以下これらを「団体」という。）が実施する消火栓による初期消火資機材の整備又は更新（以下「整備等」という。）に対し、予算の範囲内において、補助金を交付するものとする。

(補助金の対象経費)

第3条 補助金の交付の対象とする初期消火資機材は、次の各号に掲げるものとする。

- (1) 消防用ホース
- (2) ホース格納箱（取付費を含む）
- (3) 管そう
- (4) 開栓器
- (5) 地下式消火栓マンホール蓋開閉器
- (6) 地下式消火栓スタンドパイプ
- (7) 前各号に掲げるもののほか、消火栓による初期消火活動に必要と市長が認める設備

(補助金の額)

第4条 補助金の額は、前条に規定する初期消火資機材の整備等に要する費用の2分の1以内とする。ただし、同一の団体に対する同一年度における補助金の交付額は20万円を上限とする。

(交付の申請)

第5条 補助金の交付の申請をしようとする団体は、初期消火資機材整備等補助金交付申請書（様式第1号）を市長に提出しなければならない。

(実績報告)

第6条 規則第5条第3項の規定により、補助金の交付決定の通知を受けた団体は、補助事業が完了したときは、速やかに初期消火資機材整備等実績報告書（様式第2号）を市長に提出しなければならない。

(その他)

第7条 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この告示は、平成24年4月1日から施行する。